

埼玉連理 第 46 号
令和 3 年 1 月 19 日

埼玉県弓道連盟
会員各位

埼玉県弓道連盟
会長 本橋民夫
(公印省略)

「緊急事態宣言」発令下における弓道稽古について

日ごろより、埼玉県弓道連盟の事業推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染問題は、発生から1年経っても止まる所を知らず、再度の「緊急事態宣言」が発令される事態となりました。埼玉県では緊急事態宣言発令に対応して1月8日から2月7日までの間、屋内県営施設の利用中止等の措置をとりました。県内の道場では利用ができないところも出ています。しかし、そうした対応をとっているにも関わらず県内での感染者数は「過去最大」と伝えられる日が続いています。

会員の皆様におかれましては、弓道修練にあたり「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅣ」に基づき新型コロナウイルス感染防止対策に努めていただいております。その結果、現時点で県内道場でのクラスター発生の事例はありません。しかし、感染者数増加の状況をみると感染リスクは高まっていると考えられます。会員の皆様にはさらに一層厳格にガイドラインを遵守していただくようお願い申し上げます。

また、感染予防の原則は三密を避けることと言われ続けています。1年に及ぶ「自粛」に慣れてこの原則が徹底されていない状況がないか、今一度振り返っていただきたいと思います。

会員の皆様の自覚ある行動が感染予防の第一歩になります。われわれ一人ひとりが、自分にできる基本的な感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルス感染問題の収束に貢献していきたいと思っております。

今後、緊急事態宣言が解除された後にも同様に対応していただくことも合わせて、よろしくお願い申し上げます。